

山口市地域おこし協力隊ネットワーク 会則

(名称)

第1条 本会は、山口市地域おこし協力隊ネットワークと称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は会長宅とする。

(目的)

第3条 本会は、会員または他団体との親睦を深め結束を図り、新たなコミュニティの形成や課題の発見、解決に取り組み、くらしやすい山口市にすることを目的とし、令和5年2月8日設立する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 地域コミュニティの場の運営、山口市の農産物を使った料理の試作。
- (2) 健康相談会など地域の方との接点を作れるような活動。
- (3) 情報発信

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 会の目的に賛同し入会した者
- (2) 山口市地域おこし協力隊として採用された者

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を山口市地域おこし協力隊ネットワークに提出し、承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会費は無料とする。

(退会)

第8条 退会は任期終了時、または会員からの申し出により承認するものとする。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長（庶務兼務） 1名

- 1 第1項に定める役員は会員の互選により選出する。
- 2 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 会長は、本会を代表し、その事業を総括する。

(総会)

第12条 本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業の変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任または解任
- (5) 解散
- (6) その他会の運営に関する重要項目

3 総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 第2項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(変更)

第13条 この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附則

1 この会則は、令和5年2月8日から施行する。